# 日本近代農民運動と農村中堅人物

森 活 麼

#### はじめに

日本における近代農民運動史の研究は、現在相当な蓄積がある。ここではこれ までの研究史をふまえて、私なりに日本近代農民運動史を整理してみたい。

日本の近代農民運動は、第一次大戦を画期とする1910年代から、近畿地方を

中心に広汎に展開される初

期小作争議の段階と、1922 年の日本初の全国的農民運 動の組織である日本農民組 合結成を経て、近畿地方か ら中部地方、東北地方へと 小作争議が全国化する本格 的小作争議の段階、と大き く二つに区分できる。

なお、本格的小作争議の 段階も1927・28年の権力 弾圧と1930年代の大恐慌 によって農民運動は大きく 変容する。すなわち、1920 年代と30年代では、農民 運動の性格は異なり、二つ に小区分できる。

はじめに小作争議の展開 過程と農民組合の展開過程 を図表に示しておく (表1)

年次	小子	乍 人	小作争議	小作争議	小作調停				
	組合数	組合員数	件 数	参加人員	受理件数				
1918			256						
19	•••	•••	326	•••	•••				
20	•••	•••	408	34,605					
21	681		1,680	145,898	•••				
22	1,114	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1,578	125,750					
23	1,530	163,931	1,917	134,503					
24	2,337	232,925	1,532	110,920	31				
25	3,496	307,106	2,206	134,646	1,826				
26	3,926	346,693	2,751	151,061	2,610				
27	4,582	365,332	2,052	91,336	3,653				
28	4,343	330,406	1,866	75,136	2,912				
29	4,156	315,771	2,434	81,998	3,657				
30	4,208	301,436	2,478	58,565	2,838				
31	4,414	306,301	3,419	81,135	3,361				
32	4,650	296,839	3,414	61,499	3,212				
32	4,650	296,839	3,414	61,499	3,212				
33	4,810	302,736	4,000	48,073	4,888				
34	4,390	276,246	5,828	121,031	5,013				
35	4,011	242,422	6,824	111,164	6,777				
36	3,915	229,209	6,804	77,187	7,472				
37	3,879	226,919	6,170	63,246	5,717				
38	3,643	217,883	4,615	52,817	5,256				
39	3,509	210,208	3,578	25,904	3,466				
40	1,029	75,930	3,165	38,614	3,587				
41	294	23,595	3,308	32,289	3,002				
42	185	15,802	2,756	33,185	2,448				
43	99	9,542	2,424	17,783	1,777				
44	34	3,742	2,160	8,213	1,525				
U. # . # # 100 F 1 /6 for # 1 /6 for V . F # 14 /6 ft = 1 ± 1 = 1 = 1									

表1 小作人組合数および小作争議件数

出典:農林省『小作年報』、第22次『農林省統計表による』

(16) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月 参昭)。

本論では、日本近代農民運動の諸段階を、①地域性、②組織、③担い手、④目標の変化とともに、農村対策の変化をふまえて、総合的に捉えなおしたい。

とりわけ、1920年代から30年代にかけて、農民運動の担い手の変容に焦点をおく。すなわち、小作争議に参加していた青年層が、1930年代に政府の大々的に展開される農村対策としての農村経済更生運動のなかで、「農村中堅人物」として再編されて、農民運動から離脱することに、筆者はここに、時代転換の最大のポイントがあると考えるからである。

## 1 初期小作争議

農民運動の発生過程は、日露戦後の1907年恐慌を画期に、米穀検査制度をめぐる地主と小作人の対立をもって始まる。これは資本主義確立期の鉄道網の整備によって米穀市場の全国的統一が進み、米の商品としての規格化が要求されたことを背景としている。等級制にもとづく規格統一、乾燥、二重俵装の強制などを目的とする米穀検査制度が、1900年から府県営事業として開始されたことを契機としている。とりわけ、1910年代後半にそれまでの移出米検査から、生産米検査実施にともない、上記の強制負担が農民に転嫁されたことを契機として、農民の不満が爆発して争議が発生した。すなわち、移出米検査は米販売者として商人・地主の負担に関係ものであったのに対して、生産米検査の実施は、米販売を有利に展開しようとする地主たちが、二重俵装の強制などの負担を農民に押しつけたことによって、小作人の負担となったからである。このため小作人が相当の保証(小作料減額、または補償金)を要求したことによって小作争議が発生した。いわば、初期小作争議の発生は、米穀市場を通して資本主義的市場経済が農村を支配下においた結果でもあるといえよう。日本近代農民運動は、江戸時代の地主・小作関係とはまったく異なる条件で発生したこと指摘しておきたい。

そこで筆者が研究対象としてきた1910年代の初期小作争議に関して、1920年まで全国的にもっとも争議件数の多かった岐阜県を例にして、初期小作争議の構造をまとめてみよう。

岐阜の場合、初期小作争議は、「込米」という契約小作料以上に、過大に小作

料を徴収するという「封建時代の遺風」の撤廃する運動として起こった。米穀検査制度の実施によって、小作人の負担増加の代償として「込米撤廃」を小作人が求めたのである。この「込米撤廃」争議は1907年から、岡山、福井、兵庫、新潟、広島、岐阜、福岡、愛媛など西日本を中心として多発している。その中心地が岐阜、岡山、新潟であった。すなわち、初期小作争議の発生の地域性は、西日本のなかでも、大阪・奈良・京都を中核とした「近畿中心部」でなく「近畿周辺部」に展開していることが、第一の特徴である。

なぜ、岐阜県が初期小作争議の中心地なったのか、を調べると以下のような条件があることがわかった。岐阜市、大垣市を中心とする西濃には、第一次大戦期に繊維産業を中心とする大工業の急激な進出にもとづく資本主義的労働市場の急速な拡大、および農民的小商品市場(米、蔬菜、果樹)の急速な拡大による産業構造の急激な変化が起きた。全国的米穀市場の統一という資本主義的市場経済の全国化による産米検査の実施によって、小作農民負担の増加は、岐阜県西濃地方では、とりわけ旧来の全国的にも高い小作料と「封建遺制」といわれる込米制度の残存のために重かったのである。すなわち急速な資本主義市場の展開という先進的諸条件の流入と高率小作料・込米制度という後進的諸条件の激しい矛盾=対立が、岐阜県を全国一の小作争議県へと押し上げたものと考えられる。これに対して「近畿中心部」はすでに込米制度はなく、高率ではあったが相対的には小作料は低くなっていた。このため、先進と後進が激しくぶつかり合う、「近畿周辺部」が初期小作争議発生の中心地となったことを意味する。

第二の特徴は、土地返還戦術の展開である。これは第一次大戦による都市商工業の発展による労働市場の展開が、小作人と地主の対抗において、小作人に有利に働いたのである。小作人は、「小作地を一斉に返還する」と、地主を脅かすことによって、小作条件の改善の勝ち取ろうとする小作争議戦術であった。小作人は労働市場の急激な展開によって、農業から工業へ脱出することが可能となったからである。この戦術が大阪周辺で最初に展開したことは当然であった。しかし、この戦術は1920年の第一次大戦後の反動恐慌後には、衰退する。なぜならば、慢性不況のなか労働市場が縮小するからである。土地返還は第一次大戦期から1920年の大戦景気のなかでとられた特徴的な戦術であった。ここに初期小作争

#### (18) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

議が、大我ブームという資本主義の景気上昇の局面で展開した理由がある。

1922年に日本農民組合結成の画期とする本格的小作争議段階では、土地返還 戦術は消えていく。資本主義的労働市場が「慢性不況」のなかで萎靡縮小したこ とが、小作争議の形態を大きく変えたのであり、ここに段階的差異を見る必要が あろう。

第三の特徴は、その組織形態が、共同体的諸関係に依存していることである。 部落の共同体的関係を基礎に小作人組合が結成され、小作人組合規程に「むら八分」や違約金制裁をもり込むなど、部落ぐるみの共同体的諸関係の強制力が著しい特徴であった。すなわち、争議組織である小作人組合は、ほぼ部落単位に自然発生的に結成されたのもので、農民の伝統的な自然村としての「むら」を基盤としていた。そのため、土地返還戦術、小作料不納同盟、小作料減免要求も、強い「むら」の結束を前提にしていた。小作人組合とは異なる行動をとった農民に対しては、「むら八分」の処分が行われた。まさに初期小作争議は、伝統的な秩序を基礎にした農民運動であった。

第四の特徴として、地主小作関係の主要矛盾が村外居住の不在寄生地主と在村部落に結集する小作人であった。在村の地主は攻撃の対象とはなることは少なかった。とりわけ、不在大地主が込米撤廃闘争の最大の標的となっていた。これは政府でも、地方改良運動でも強調されたように、市町村財政の視点からではあるが、村外から入作、村内への出作を制限する動きと連動する。すなわち、不在地主の他町村への土地所有、他村落への蚕食を、農村安定の阻害要因と見なしたのである。不在地主の否定は、農民にとっては、「むら」持ち総有制の回復という「むら」の論理と一致するもので、フラットな共同体再建の意味をもっていた。

第五の特徴は、争議の担い手は自小作・小作上層の中農であり、争議の指導者層は、部落をまとめうる幅広い交流のできる職業と人格を有していることである(表2参照)。

岐阜県の小作争議を視察した当時の農林官僚、小平権一は視察復命書のなかで、 小作争議の指導者像を「小作者中とくに口利きにして多少理屈をいいえる者多く またその多くは小作農の外理髪業、土木業、養蚕業等を兼業するもの多し」とし ている。

表2 本巣郡小作要視察人(1920年)

12	氏 名		住 所		if.	自小		耕地所有		性質	学歴	経 歴	
	•	1	7			. <i>1</i> 7/1		別 (及、セ)  (円)					
名	和	百力	に郎	船	木	村	小	作	0	1,550	狡猾・詭弁	尋常小	農業同士会副
													組合長
高	橋	兎	市		"		自	作	9.5	2,250	温順	"	農業同士会会
													長
後	藤	浜	次	土	質對	附村	自4	小作	3.9	930	狡猾・奸智	"	
八	代		孝	生	津	村	小	作	0	1,400	短慮・敵愾心	"	小作同士会副
							ļ						会長
豊	$\coprod$		隆		"		小	作	0	1,100	温順・奸智	"	〃会長
吉	$\mathbb{H}$	鶴	松	西	郷	村	自生	小作	4.5	1,050	温順	"	農友会副会長
棚	橋	松光	知		"		自/	小作	0.8	900	狡猾・陰険	"	"
Ш	瀬	多	八		色	村	自	作	9.5	2,450	侠客肌	ナシ	農業土木請負
													業、賭博犯
宇	部	兵力	心郎	牛	牧	村	小	作	0	4,000	剛胆・義侠心	尋常小	小作組合総代
高	田	玉	吉	鷺	田	村	小	作	0	800	狡猾	ナシ	竹細工副業
横	山	倉と	知		"		小	作	0	500	短慮	尋常小	
岩	田	真	郎		"		自生	小作	2.5	400	剛胆・才智	"	
豊	田	徳	松	牛	牧	村	小	作	0	1,100	剛胆・活発機	"	
											敏		
山	田	義	作		"		自/	卜作	1.2	250	短慮・能弁	"	
Ш	田	領	蔵	山	添	村	自	作	9.5	1,500	怜悧・狡猾	"	村会議員
													(1916-20年)
青	山	繁	松		11		自	作	8.2	600	奸智・強欲	"	
高	橋	拄	松		"		1	小作	0.3	800	奸智・敏活	"	
棚	橋		一郎	西	郷	村	ı	小作	4.0	1,200	短慮・善良	"	
	井日				"			卜作	2.1	2,200	奸智・敏捷	"	古物商
早	Ш	利喜		網	代	村		卜作	0.4	700	奸智・機敏	"	
早	Ш	源	吾		"		小	作	0	780	温順・奸智	"	
吉	本	又三	三郎	席	$\blacksquare$	村	小	作	0	250	温順	"	油販売業・行
													商,地主小作
													組合
							Ì						法案提出
鷲	見	芳	吉	合	渡	村	小	作	0	1,100	奸智・詭弁	"	
鷲	見	浅	吉		11		小	作	0	750	陰険・奸智	"	
高	田_	七	次	鷩	田	村	自/	小作	1.4	1,150	短慮・義侠心	"	

出典:岐阜県警察部『小作問題紛擾編』(1921) 年4月) による。

注:宅地・雑地を除く。

#### (20) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

すなわち、村の「口利き」とか「俠客肌」の人物、また、のちに村議や県議なるような農民に幅広い信頼関係をもった在村の伝統的な世話役が争議の指導者となっていた。ここでいう「口利き」とは「むら」内部の対立を調停する世話人であり、また外部との連絡をもった情報通のひとたちであった。

さらに詳しく、岐阜県揖斐郡の小作争議指導者をみると、在郷軍人が指導者となっているものも多かった。これは日露戦争からシベリア干渉戦争で軍隊経験をして、指導能力をもった人物、身分や門地で差別しない経歴・実力本位の軍隊的経歴が小作争議の担い手となったことを示す。当時も次のように述べられていた。

「小作人階級が、一度軍隊的教育の洗礼を受けて、社会的階級上の差別観を取り去られ、その上に軍隊的階級の上に差別を付与されて来ますと、彼らは除隊後郷里に帰っても、従来の如く地主制の権勢の下に温順に屈しは致しません 兵営内に於いて陶冶され、また統率の力と対抗的訓練の結果が、小作運動に応用されるのは勢いの免れざるところであります」(中沢弁次郎『岐阜県に於ける小作問題の研究』厳松堂書店、1923年、96-97頁)

以上、部落をまとめうる人格とは、「世話役」的人物であり、なかには「侠客肌」とともに軍隊経験をもつものもいた。これは、ちょうど自由民権運動にみられたように、自由・平等の新しい思想とともに、外部世界と交流をもつ伝統的な「むら」の世話役たちが、運動の中心となったことと同じである。地主に対抗する新しいデモクラシーの思想とともに、伝統的な「むら」の内的論理を身につけた世話役が、近代農民運動の指導者となったのである。初期小作争議の担い手とは、以上のような特徴をもっていた。

# 2 本格的小作争議前期

日本における小作争議の第二段階は、1922年の最初の全国的農民組合となる 日本農民組合(日農)結成にはじまる。日本農民組合の起源は、香川県や新潟県 など大正デモクラシー運動の流れをくむ「農村文化建設」を掲げる小市民・知識 人グループから始まり、大阪・神戸で活動していた杉山元治郎、賀川豊彦、仁科 雄一らを中心に大阪に本部を置いたことにある。全国の小作人組合を府県単位に 結集し、その上に全国連合会として日本農民組合が下部の小作組合を指導する体 制が整えられた。いわば自然発生的に生まれた部落単位の小作人組合が、横断的 に連合するなかで、地主に対抗する小作人の階級としての自覚を強め、府県レベ ルから全国レベルへと地域横断的に結合したのである。

本格的小作争議は、1922年日本農民組合の結成から次第に左翼思想、マルクス主義の影響のなかで急進化し、1925、26年に左右両極に分裂し、1927・28年の農民運動の弾圧、とりわけ共産党弾圧となる1928年3・15事件を転機にして衰退する。その結果、1928年に日本農民組合は、全国農民組合に改組し、再び全国的農民組合(全農)を再組織する。このように本格的小作争議は、1928年を画期に前期と後期の2つに区分することができる。

上記のように、本格的小作争議前期も、1925、26年を小画期として区分できる。 農民組合運動の高揚による左旋回と分裂がそれである。戦前の組織的な農民運動 のピークの記録するのはこの時期である。

本格的小作争議前期の第一の特徴は、争議の地域性にある。初期小作争議が近畿周辺部にあったことをすでに述べたが、本格的小作争議は、大阪の日本農民組合本部 - 機関誌『土地と自由』刊行 - を拠点に近畿地方全域に小作争議は広がるとともに、さらに日本農民組合関東同盟 - 機関誌『日本農民新聞』刊行 - を拠点に東京を新潟・山梨、関東近県に広がった。すなわち、近畿地方から中部地方、関東地方にまで、小作争議の発生が広域化したのである。

第二の特徴は、争議目標の変化である。それまでの産米検査を契機とする込米 撤廃闘争から、計算書方式にもとづく永久的減免闘争の展開である。すなわち、 初期小作争議が「込米」の撤廃闘争であったのに対して、日農成立による本格的 小作争議段階になると、小作料の「永久減免」を求めるまでに、闘争内容が普遍 化したことである。とりわけ、岡山県では1922年に小作料永久3割減の要求が 出されたことが画期となった。

争議戦術としての計算書方式とは、「田畑一反歩収支計算書」によって、自家 労賃、つまり農家の小作料・諸費用を控除したあとの小作農家の所得取り分が、 普通の農村労働者(農村雑業層)が取る手間賃にも達していないことを主張した のである。資本主義的労働市場の農村浸透による日雇賃金水準の上昇のなかで、 高率小作料の重圧を受ける農家所得が、いかに低いかを証明したものである。つ

#### (22) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

まり、資本主義的労働市場の農村浸透によって、農村労働力の価値を比較する視点を農民が獲得したことある。これは岐阜争議においても引き継がれ、横田英夫を指導者とする中部日本農民組合は計算書方式を小作料永久減免闘争の手段とするようになった。

第三の特徴は、組織形態の変化である。初期小作争議が小作人結束のために「村八分」、違約金制裁などの共同体的諸関係に深く規制されていたのに対して、本格的小作争議段階になると、「むら」を単位とした共同体的規制は後景にしりぞき、全国的な農民組合の指導力が強まり、上からの労賃意識の注入と地主階級に対する小作人階級の連帯として、自小作中農層から小作貧農層にいたる小作人階級としての階級意識が強調され、争議に対する目的意識性と組織性が著しくなっていった。この目的意識性を強めたのが全国的農民組織である日本農民組合(岐阜の場合は中部日農)の成立であった。ここに初期小作争議との本格的小作争議の段階的差異がある。

第四の特徴は、地主小作関係の主要矛盾が、不在寄生地主・在村耕作地主連合と自小作中農・小作貧農連合との争いであった。すなわち、地主階級と小作人階級との全面的対立である。それゆえ、この段階において、小作争議はもっとも広汎に展開することになった。有産階級と無産階級の対抗の時代が現出したのである。

第五の特徴は争議指導者の変化である。初期小作争議段階の在地の活動家は、 侠客肌・軍人肌を含めた伝統的な「むら」の世話役の線から、東京大学新人会・ 早稲田大学建設者同盟など、知識人・インテリを中心とする外部の社会主義活動 家を、在地オルグ(組織者)とする線へと、変化したことである。日本農民組合 も当初の賀川豊彦などキリスト教的人道主義の線は、在地の闘争激化とともに次 第に越えられて、階級闘争の思想として社会主義イデオロギーが、1920年代中 期には農村末端に浸透していった。すなわち、初期小作争議段階の狭い「むら」 範囲の指導者像から、全国的な階級連帯の思想 – 地主階級対小作階級 – として社 会主義イデオロギーが、農村に浸透することになった。そのため在地オルグの影響を受けて、在地の農民指導者は、次第に社会主義思想の影響を受けるように なっていったのである。 たとえば、1920年代に日本の小作争議史上において有名な新潟県木崎村争議 をみてみよう。

木崎村争議を指導したのは、早稲田大学建設者同盟で学生出身の三宅正一である。三宅は日農関東同盟の指導者として農村オルグに入り、社会主義イデオロギーのもとに、在地農民の議指導にあたったのである。すなわち、指導者=社会主義者→在地オルグ=村落指導者としての自小作中農層→一般小作農民大衆=小作貧農という上から下への指導ラインが形成されていたのである。

木崎村争議の農民組合幹部の経済的地位を見てみよう(表3参照)。争議の在地指導者であった川瀬新蔵は、村の世話役(新潟県では「重立」と呼ばれる)であり、3町2反経営でうち自作が2町5~6反の自小作上層である。生活状態の上である。村の中堅的階層であり、村落の指導者(重立出身)でもあった。川瀬新蔵を中心に、木崎村の自小作中農層から小作貧農層をふくめた後半の農民の統一が形成された。村落上層の指導者層があったからゆえに小作争議においても指導力を発揮し得たものと考えられる。貧農指導者が貧農を内部から指導するという形ではなかった。

	200	,	(I v Mr)	1 1 PS DOWN DI +1 UD		<b>~</b> ! <del>~</del> /
				耕作反別(反)	うち自作地(反)	生活状態
高	橋	利	蔵	12~13	8~8.6	中
ßij	部	岩	吉	31	自小作?	上
Ш	瀬	新	蔵	32	25~26	上
斉	藤	Ξ	蔵	17	11	上
白	井	兵三	三郎	21	6	上
市	島	関力	大郎	22	14	上
市島	島 暮	<b>唇右</b> 衛	暂門	14	1	中
斉	藤	友ど	欠郎	29	小作?	上
_Щ_	崎	直	吉	21	15	上

表3 木崎村農民組合幹部(重立)階層(1921年)

農民運動史研究会篇『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年、906頁

さらに、1920年代には、争議の指導者は初期小作争議の指導者が、尋常小学 校卒であったのに対して、高等小学校卒に上昇していることが注目される。日露

#### (24) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

戦後の初期小作争議指導者と学歴とは無関係で「むら」の伝統的な世話役であったのに対して、第一大戦後、教育熱のなかで小作人上層のなかかから尋常小学校から高等小学校に進学するものが生まれた。この時代の小作争議の在地指導者はそれら小作人のなかで外部知識を身につけた新しい農村インテリが担い手となっていったのである。

岐阜県の聞き取りでは、争議指導者は高等小学校からさらに上級の学校(中学校、高等学校)へ進学したかったが、家の経済状況から村に残らざるをえなかったという人が多い。また彼らは村にあっても当時急速に普及しつつあった全国新聞を読み、世情の政治経済の動きをよく勉強していた人物であった。

### 3 本格的小作争議後期

さきに述べたように本格的小作争議段階は、日本農民組合は社会主義左翼派の 台頭のなかで1926、27年に左、中立、右の3極に分裂し、1927、8年の弾圧を画 期として、農民運動は後退の局面に入る。1928年に日本農民組合は改組され全 国農民組合となる。ここから本格的小作争議は後期に入る。本格的小作争議段階 は、全国農民組合が、日中戦争開始後に戦争協力の農民組織に転じた1938年大 日本農民組合の結成によって終結する。なお、後期も前期と同様に1931年でひ とつ小画期をなす。昭和恐慌期は高揚から衰退への転換期である。

本格的小作争議後期の特徴の第一は争議発生の地域性の変化である。1927、28年の弾圧か香川を中心として岐阜県、新潟県もふくめて西日本、とりわけ近畿地方から中部地方を中心にしていたこともあり、争議の中心地が関東以北、中部養蚕地方から東北地方に移動したことである。東北地方の小作争議も1932、33年の宮城、山形の弾圧の契機に衰退する。

近畿地方の争議は減免闘争としてその後も展開するが、激しい闘争形態は影を ひそめ、経済的実利的取引の様相を呈する。それに対して、東北地方では1927 年ごろから激しい争議が続発する。争議の中心地は明らかに近畿から東北地方に 移動した。

第二の本格的小作争議後期の特徴は、争議目標と戦術の変化である。前期の争議目標が小作料減免であったのに対して、後期には地主の小作地取り上げに対し

て反対する争議、いわゆる耕作権確立闘争が目立つようになる。裁判訴訟による地主の小作地の稲(立毛)の差押えに対して、土地取り上げ反対闘争が展開された。このため、争議戦術は、小作人の土地返還戦術でなく、小作地の耕作権確保を前提に小作料の共同納入、共同差し止めに向かった。初期小作争議が土地返還戦術の基本としていたのに対して、1922年以降は大戦景気の終結と「慢性不況」感のなかで、農民は簡単に都市の労働市場を移動できる条件は困難となっていた。そのため、明治民法の所有権の絶対性を根拠にした地主の土地取り上げに対抗するために、「耕作権の確立」を求めるようになった。この耕作権闘争は一面、地主攻勢に対する防衛的な性格ももつものであったが、一面、地主の所有権の絶対優位に対して小作人の用益権を確立を要求することによって、明治民法以来の近代地主制の根幹に触れるものであった。

また、争議規模が大きなものから小さなものに変化する。すなわち、本格的小作争議前期の小作料3割減免という目標は、地域を越えて広汎な小作農民の課題となり、一争議当りの小作人参加者は多かったが、本格的小作争議後期には、弾圧後の地主勢力の盛り返し、反動化によって、小作人は守勢に立たされたこと、また景気の下降局面のために、とりわけ中小地主・耕作地主の経済的苦境から、小作地を取り上げて、自ら耕作する道を選ぶ地主も多くなった。このため、中小地主と小作人の小規模な争議が激増したのである。

第三の特徴は、争議の組織形態の変化である。1926年4月に右派の平野力三派が日本農民組合を離脱して全日本農民組合同盟を結成し、大恐慌のさなか1931年1月に改組して、日本主義農民運動と兵農一致を掲げる日本農民組合(1922年の日本農民組合とは異なる)を名乗った。またほぼ同時に、日本共産党系の左派急進派は1931年7月に全国農組合全国会議派を結成した。その結果、従来の全国農民組合は総本部派と呼ばれ、こうして日本主義と共産主義を両極にした三派分裂の時代になる。小作人の階級的団結は、大恐慌のなかで、右派、中間派、左派の3派に分かれて、農民内部の対立・抗争が激化することによって闘争力を失っていった。これは農民運動指導部の権力闘争の側面とともに、大恐慌のなかでの農村危機が深刻化し、階層的利害 – 自小作中農と小作貧農 – の格差が拡大し、階層間の問題解決の方向が多様化したことにある。すなわち、「満州事

#### (26) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

変」前夜において軍部の台頭のなか、国家=軍部の力によって、「一君万民」の理念によって地主・小作関係の「平等化」を図ろうとする右派と、中農層の利害に立って小作料減免の実利を地主との妥協という穏健な方法で勝ち取ろうとする中間派=全国農民組合総本部派と、貧農を基盤にして地主制打倒を掲げ急進的な政治路線をとろうとする左派=全国農民組合全国会議派の路線対立でもあった。

第四の特徴として、地主・小作関係の主要矛盾が、在村耕作地主と小作人の対抗となったことである。不在地主はすでに前期に退場し始めており、農村危機の深刻化のなかで、農村の基本的対抗図は、中小地主・耕作地主と小作人との対抗になっていった。とりわけ、不況と恐慌で労働市場が縮小するなかで、小作貧農の生活基盤は危機的状況にあり、さらに耕作地主の土地取り上げは、生活の崩壊に繋がるものであった。自小作中農層にとっても耕作地主の土地取り上げは、経営的発展を阻害するものであり、農民的小商品生産の展開は阻害するもので認めることはできない死活問題となった。ここに、恐慌下、地主と小作人の生活をかけた土地をめぐる「一所懸命」の小作争議が展開することになった。

第五の特徴は担い手、指導層の変化である。本格的小作争議の前期では、とりわけ1920年代前半には自小作中農層の戸主層が担い手であったが、1920年代後半からは貧農層の参加も見られる。運動基盤が下降化するのである。従来の村落の伝統的な指導者層でなく、農民運動のなかで鍛えられてきた中農下層から貧農出身者の指導層に下降していった。

たとえば、1928年の弾圧で壊滅した日農香川県連の指導者の経済状況を見てみよう(表4参照)。1926年の香川県農民組合指導部15人の経済状況では、自小作3人に対して小作12人である。しかも耕作面積が5反から8反程度で生活程度も中から下と低い。炭焼き、出稼ぎも含まれていた。まさに指導層は貧農的性格をもっていた。同時に彼らは小作人階級を代表して公職として県会議員・町村会議員に進出するのである。このような小作人階級のうち中下層が1920年代後半から近畿地方でも次第に顕著となり、東北地方の争議へと波及していった。

また運動の急進化をささえる青年層の進出も特徴的であった。階層間、世代間の交替を含んで農民組合運動の分裂、政治路線の対立が進んだといえよう。とりわけ、不況下での青年層の危機意識と時代閉塞感が小作争議に参加する大きな原

氏	名	役 職	階層	耕作		兼	業	公	職	戦後役職
	714	12. 112	10/6	面積	程度					NIXIX IA
大林	熊太	県連常任執行委員	小作	2反	下	苗木	販売			
大森子	太郎	県連執行委員	小作	7~8	中			1927	年県議	村長
平野-	-太郎	県連常任執行委員	小作	8~9	下			同上		1946年国会議員
岩瀬	喜一	県連役員	小作	10	中					村農協組合長
溝淵松	太郎	県連執行委員	小作	$6\sim7$	中					1946年国会議員
藤沢平	太郎	県連執行委員	小作	$6\sim7$	中	炭焼	き			村農地委員長
古川	藤吉	県連執行委員	自小作	7~8	中			1930	年県議	村長
松浦	徳文	郡協役員	自小作	8	中					村議、村農協組
										合長
山下	良雄	県連執行委員	小作	7~8	下					市議
北川喜	引代七	県連常任執行委員	小作	4	下	出稼	ぎ			村農地委員
白川	運太	県連執行委員	小作	5~6	下					村議
宮井	進一	県連書記	自小作	6	下					日農県連副会長
山神	種一	県連書記	小作	10	下					県連書記長
好井	一美	県連書記	小作	5~6	下					村長、県議
村山为	大郎	県連青年部執行委員	小作	4						村長、県議

表4 日農香川県連役職者の経済状況(1926年)

前掲『日本農民運動史』、778頁より作成。

因となった。20年代後半から不況と30年代前半の恐慌が、農村青年の都市への 羨望とルサンチマン(屈折)を生み出していた。左右両極への運動の急進化はこ れら時代意識に敏感な青年層の行動様式の変化にもとづく。また、先に述べたよ うに中小地主と小作人の土地をめぐる村落内部の抗争は激しさ加え、運動内部に おいても、階層的、世代的に激しい内部矛盾をもたらした。

このような1930年代初頭の激しい階級・階層間の矛盾の激化のなかで、体制 側が農村再編の切り札として打ち出したのが、農村経済更生運動であり中堅人物 養成策であった。政府の農村対策としての農村経済更生運動が、農民運動を鎮静 化させる大きな画期となったのである。

# 4 争議対策と農村中堅人物

ここでは、小作争議および農民運動に対する政府の対策を段階ごとに整理して おこう。

初期小作争議段階の政府の対策は、1900年に成立した治安警察法である。1917

#### (28) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

年の米騒動までの農村対策は、治安警察法による警察による徹底した取締り主義 であった。府県の農業警察(特別高等課)を通して争議の指導者、煽動者を要視 察人として観察するのであった。もうひとつは地主の温情・譲歩を奨励する慈恵 政策であった。

しかし、米騒動を転機として、小作争議は激化し、従来の警察取締主義と慈恵主義では不可能となり、新たな農村対策が模索された。1920年に原敬内閣は小作制度調査委員会を設置して、農村対策の現代化を図った。これらの政策の推進者は、石黒忠篤、小平権一ら農林省内部の新官僚と呼ばれる一群の人たちで、第一次大戦後国際連盟に加盟して西欧列強に肩をならべるため、欧米の先進的政策を取り入れ、いわゆる新農政を展開した。それが小作法案・小作組合法案・小作調停法案であった。小作法案は小作人の耕作権を認め地主と対等の権利を与えようとするものであった。さらに小作組合法案は小作人の団結権を認めて、地主との交渉に法的な枠組みを与えるものであった。いわゆる労働組合法案とともに、労働者・小作人に社会権を認めようとするもので、第一次大戦に経てドイツのワイマール期に展開した労資同権化の思想の日本に先駆的に導入しようとした進歩的な政策であった。また小作調停法は、実体法としての小作法を実施するための手続き法であった。

さて1920年代にこのような新農政は定着したのであろうか。NOである。これら進歩的な法案は時期尚早であるとして議会で地主勢力・保守勢力のよって廃案においこまれる。かろうじて通過したのが1924年の小作調停法である。実体法として小作法なき、手続き法のみの通過という異例な事態であった。

このための代案として、農村対策の切り札となったのは、農民組織化政策と自 作農創設維持政策であった。

農民組織化政策のひとつは、1899年に成立する農会法を基礎とした町村末端における耕作農民の組織化であり、目的は農業技術指導と農産物の販売斡旋であり、上からの農民への生産・流通指導である。

もうひとつの農民組織化は、1900年成立の産業組合法である。産業組合は農村の中堅生産者層を組織して、預金・貸付をはかる信用事業、農産物の共同販売事業、肥料の共同購入事業、その他機械の共同利用など4種事業を展開した。こ

の二つの法律による農民組織化政策は本格的小作争議段階で大きな役割を果たした。すなわち、農業生産力を増大することによって小作人の生活を向上することよって地主制の矛盾を緩和すること、また町村の在地商人を介在せずに、農産物や肥料を直接共同販売・共同購入することよって農民的利益を拡大し、地主・小作関係の対立を回避しようとしたのである。とりわけ、農会・産業組合には在村耕作地主と小作人が同時に加入し、「共同一致」でことに当たることよって、村内・集落内の融和をはかることがめざされた。農村の共同組織が農民の共同の経済的利益を図るものとして政府によって積極的に育成されるのが1920年代の本格的小作争議段階であった。これら生産力政策と階級融和政策によって農村統合を図ることが目指されたのである。

次に重要な政府の争議対策は、自作農創設維持政策である。1926年に補助金政策として自作農維持創設補助規則が成立する。これは政府の奨励を通じて、地主の温情によって小作地を売却させ、小作人のために自作地化させて、府県・政府がそのために補助金を支給するというものである。しかし、実際には政策規模が矮小で、一部小作上層の指導者層を自作化することによって争議から離脱を図るという政治的意味合いが強かった。一般小作人とって自作農創設事業は、それほど大きな効果はなかった。そのため、本格的小作争議段階の争議対策としては一身に農民組織化政策が担うことになった。とりわけ産業組合政策の展開が主要な農政課題となった。この流れは大恐慌を境に、本格的小作争議段階の前期から後期に移るにしたがって連続的に強化され、1932年に農村経済更生運動として本格的に展開されることになる。

農村経済更生運動の特徴は、1930年代の農村危機に際して、国家 - 産業組合 - 農事実行組合という農村の全機構的再編を行い、その主体的条件として農業生産力の中核的担い手として「農村中堅人物」を養成することにあった。

この政府が政策対象と末端で掌握しようとした農村中堅人物とは、いかなる存在であろうか。

第一は、第一次大戦後に急成長してきた在地の農民的小商品生産者であり、自 小作中農層である。彼らこそ、小作争議の初期小作争議、本格的小作争議段階を 通じて、農民運動の指導者を生み出した基盤であり、中核的担い手であった。実

#### (30) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

際に農村中堅人物の具体例のなかには、小作争議指導者が含まれており、彼らは、恐慌の打撃なかで、経営拡大を小作料軽減よる対地主闘争でなく、国家への依存によって解決しようとしたのである。これら階層の子弟が農村中堅人物として政府の政策対象となったのである。

すなわち、政府の自力更生の掛け声に応じて、簿記記帳による経営合理化、政府保証による負債整理、産業組合運動、さらに満州移民への呼応、がそれである。争議を止めて、自らの経営努力、現代風にいえば「自己責任」によって、危機の打開を図ったのである。このため、本格的小作争議段階前期で広汎に成立した自小作中農と小作貧農の統一は、自小作中農の戦線からの離脱によって崩壊する。本格的小作争議段階後期には農民運動の指導者であり、担い手であった中農層がすべり落ちるのである。いわゆる中農と貧農の分断である。ここに農民の運動衰退のメカニズムが存在する。これ以後農民運動は一身に貧農層が担うことになり、そのことは逆に農民運動は貧農層主導となり、経営の論理より政治の論理による解決を求め、運動の急進化に帰結する。

とりわけ、恐慌後に養蚕地帯から東北地方に展開する本格的小作争議段階後期の農民運動は、中農層の農村救済請願運動と貧農層の借金棒引き闘争を引き起し、村内地主層との軋轢を深めていった。しかし、貧農層は満州事変の開始とともに、満州移民にも引き寄せられていく。さらに軍需産業の発展は新たに貧農層の脱農化をうながすことになる。こうして貧農層は運動から次第に離脱していった。

第二に、農村中堅人物は、小作争議の指導者のみならず、世代的には青年層が中核になったことである。青年団幹部などがそれであり、中農層の子弟で、青年団のなかで天皇制イデオロギーに規律化された青年層が率先して、農村経済更生運動に先進部隊となったのである。じつは彼らこそ本格的小作争議段階後期のなかで台頭した青年層であり、都市・資本主義へのルサンチマンを農本主義の回路に引き寄せることよって、その後のファシズム推進の政治的経済的リーダーとなっていった。農村中堅人物は、最初は農事実行組合長へ、そして産業組合の指導者へ、さらに村会、翼賛壮年団へと、経済的リーダーから政治的リーダーへ上昇転化していった。彼らこそ日本ファシズムの農村末端で支えるエージェントとなったのである。

第三に、農村経済更生運動のなかで、注目されるのは村落の共同体的諸関係の強化である。「むら」の団結、隣保共助が強調されることによって、「むら」から争議を追放するように仕向けたのである。初期小作争議では「むら」は抵抗の母体であったのが、本格的小作争議の衰退では「むら」は支配の手段となったのである。「むら」の融和と協同をはかること、とりわけその手段として産業組合の組織化に農民のエネルギーを注いだことである。農民更生の路線を政治主義から経済主義に転換することが狙いであった。政治の季節を終わらせ、経済の季節にすることが図られた。しかし、これら生産力主義・経済主義路線は、それに留まることなく、「むら」を国家の要請する政策の末端行政機構として、「半強制的同質化」の組織に転化することよって、総力戦の一環に組み込む役割を果たしていった。

以上、日本の近代農民運動を諸段階ごとに、地域性、目標、組織、地主小作関係、担い手の五つの指標にそって総括的に整理し、その諸段階ごとに政府の農村対策との対応関係を明らかにしてきた。地域における名望家秩序をささえる地主制の変貌を、小作争議・農民運動の展開との対抗関係を通して明らかにし、それとの対応関係で政府の農村対策の諸段階を確定することよって、農村社会の再編の諸段階を解明できるものと考える。この名望家秩序再編の諸段階を明らかにすることこそ、近代天皇制国家の確立から、大正デモクラシー、そして昭和ファシズムへと転回する支配の諸段階を解明する鍵となろう。

#### [参考文献]

森武麿編 [1985] 『近代農民運動と支配体制』柏書房

森武麿 [1999] 『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会

森武麿 [2005] 『戦間期の日本農村 - 農民運動と産業組合 - 』日本経済評論社

### [付記]

本論文は、2005年7月13~14日に台湾・台北の台湾中央研究院台湾史研究所主催の 国際シンポジューム「地方エリートと台湾農民運動」で報告したものである。私は台湾

#### (32) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

史研究所の陳慈玉氏の招待で参加した。同じく日本からは涂照彦氏が参加された。参加者は、台湾を中心にフランス、アメリカ、中国、韓国、日本から約20人が報告し、コメンテーターをふくめると40人になる。これだけ大規模な台湾農民運動に関する国際シンポジュームが開かれるのは、台湾では最初であると思われる。そこで今回の国際シンポジューム開催の経緯と意義を、すこし長くなるが説明しておきたい。

国際シンポジューム参加者は、会議の前に台湾の1920年代農民運動発祥の地で、二 林蔗農事件の現場である台中の二林地方を訪ねた。2005年7月12日、二林蔗農事件を 記念する記念碑除幕のための集会が行われ、その除幕式に参加したのである。

蔗農事件とは戦前日本帝国主義支配下で日本糖業資本により砂糖黍栽培を強制された 台湾農民が引き起こした農民運動である。当時、日本帝国主義の台湾経済的支配のひと つの柱は砂糖であったが、本土資本による砂糖黍の低価格強制に怒った台湾農民が集会 を開き、本格的な農民組合を結成したときに、二林蔗農事件が起きた。

二林蔗農事件とは、1926年2月12日、日本帝国主義による台湾農民運動の本格的な 弾圧の画期となった歴史的事件である。ここ二林地方は、簡吉の指導する台湾文化協会 を中心に台湾農民組合が結成され、農民運動が本格的に展開したところである。二林蔗農事件によって、指導者簡吉は日本官憲によって逮捕され、長期にわたり投獄された。 簡吉氏は1951年に国民党による白色テロによって銃殺された。共産党に近い人物として国民党のテロの標的になったのである。それゆえ、これまでの反共の国民党支配下では、簡吉を中心とした左翼グループが指導した農民運動を歴史的に顕彰するようなことは不可能であった。

しかし、1987年の李登輝首相の登場によって、台湾民主化が開始され、さらに数年前に民進党の陳水篇首相への登場によって、状況が一変した。国民党の外省人支配・反共路線から、民進党の内省人支配・独立路線への転換によって、台湾人の内発的な歴史の掘り起こしと歴史の見直しが始まったからである。1920年代、30年代の台湾人による日本帝国主義に対する台湾農民運動の再評価もその一環であると言えよう。

また、簡吉の獄中書簡が、今回復刻されて台湾史研究所から刊行された。この獄中書簡は、簡吉の妻が密かに隠し持ってきたもので、1987年に台湾民主化の開始とともに、はじめて息子簡明仁にその存在を明かした、貴重なものである。民進党の政権のなかで、今回初めて復刻された。読んでみると(簡吉の獄中書簡は日本語で書かれている)、1929年、30年代初頭の簡吉は、決してマルクス主義者ではなく、エスペランティスト

であり、ヒューマニストであったと思われる。マルクス主義への接近は、逮捕投獄から 戦後の台湾解放後だと思われる。

すなわち、今回の二林蔗農事件の記念碑建立と国際シンポジュームの開催の動きはまさに、現在台湾の置かれた複雑な政治状況の産物である。

現在、中国経済の強大化と台湾外省人支配への反感のなかで、NIESの成長以降の台湾の経済的自立を背景にした台湾ナショナリズムの台頭が、民進党政権を支えている。その場合の台湾ナショナリズムは、長年の国民党支配への反感から左翼に開かれており、左翼ナショナリズム的性格を持っているものと思われる。韓国のノムヒョン政権とも相通ずるものがあろう。台湾の場合、内省人による歴史の見直しは必然的に、台湾ナショナリズムの評価をともなうが、それが共産主義運動の再評価に至るように左翼ナショナリズムの評価にまで進んでいることが驚きであった。反共の国民党が中国共産党に接近し、民進党が台湾共産党の評価に進むとは、歴史のネジレであり歴史の皮肉を感じる。

二林蔗糖事件の除幕式のあと、台中の省都南投市の台湾文献館を訪ねた。ここには日本帝国主義時代の文献も多く収録されている。二林事件に近いこの台湾文献館でこの日、7月12日に台湾農民組合常設展示の開会式・除幕式が行われた。式は民進党の有力者や簡吉の息子の簡明仁氏の挨拶があった。台湾農民運動の常設展示が実現したことは台湾史のなかでは大きなことであろう。戦前台湾の内発的な社会運動の見直しを意味するからである。

展示は簡吉の写真、台湾農民組合結成写真、などの興味深いものであった。その展示のなかに、布施辰治が二林蔗農事件の弁護のために、台湾に来ていることを写真で初めて知った。また、日本労農党の麻生久が農民運動の指導に入っていることを知った。

簡吉は、台湾の高等師範を卒業した教師でインテリであった。彼は日本に来て、布施 辰治、麻生久に会って、農民運動の指導・弁護を依頼している。また、当時1920年代 後半から30年代の台湾農民運動のポスターはすべて日本の農民運動のときと同じデザ インであり、日本の農民運動の指導と影響下にあったことがわかる。これからの日本農 民運動史研究は、植民地台湾、韓国を視野に入れて、国際的に研究を進める必要を感じ た。布施辰治、麻生久など日本の活動家、弁護士の帝国内での活動をきちんと評価すべ きである。実際に布施辰治は台湾にきて二林蔗糖事件の弁護を行っている。布施は日本 の帰国できない可能性もあったのに台湾に渡って民族の壁を越えて農民運動の連帯を求 めたことを積極的に評価すべきであろう。

#### (34) 一橋経済学 第1巻 第1号 2006年7月

また、日本、台湾、韓国での農民運動の比較史的考察が大切である。台湾農民運動は、 蔗農中心の価格闘争である、日本の場合がコメ農民による現物小作料問題であることを 比較すると、台湾の方が価格レベルでの闘いでは先進的である。台湾の闘争の対象は、 政府、糖業資本であり、植民地支配への抵抗運動としての側面が強い、日本が地主・小 作関係を基本としているのと大きな違いがある。類似性では、簡吉のように台湾の最高 の知識階級が農民運動を指導したことである。簡吉と台湾農民組合の指導者李はその後 共産主義に引かれていく。簡吉は戦後2・28事件で逮捕され51年白色テロで殺されて いる。日本も戦前農民運動において、大学学生など社会主義イデオロギーの果たした役 割が大きかったことと、同じである。しかし、日本の場合に共産主義者は別として、農 民運動家が官憲により殺されたことはないように思う。日本帝国主義と国民党支配の比 較も必要であろう。

最後に、今回の国際シンポジュームの意義について述べておきたい。なにより、台湾 農民運動史研究の本格的な発展の画期に立ち会えたのは、うれしいことである。日本の 農民運動史研究は、30年ほど前の1960年代から70年代がピークであった。台湾は、現 在政治状況の転換のなかで、農民運動研究が盛んになろうとしている。また、現在台湾 の歴史研究は、1930年代から戦時期が盛んになっており、産業組合、農家小組合研究、 農村経済更生運動の研究が活発となっている。農民運動研究が、文化・思想運動とあい まって研究が進められていることは大きな特徴である。今回の国際シンポジュームの共 通テーマのように、地方エリートの役割を評価する動きにそれは表れている。

グローバリゼーションが台湾の政治・経済を動かしているように、学問もグローバリズムのなかで大きく変容している。日本のようにグローバリゼーションが新自由主義の 隆盛をもたらすところと、台湾や韓国のようにナショナリズムの評価と戦前左翼運動の 再評価に至るところがある。日本の場合のナショナリズムは、伝統回帰の右翼復古主義 であり、歴史修正主義として立ち現われているのと大きな違いである。

以上のように、台湾国際シンポジュームは、大変学問的に刺激的であったばかりでなく、台湾の現在の政治状況と学問の関係を知るのに有意義であった。